毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○鳥獣保護区の指定（八九二・自然保護課）……1
○鳥獣保護区の期間更新（八九三・自然保護課）……1
○鳥獣保護区特別保護地区の指定（八九四・自然保護課）……5
○休猟区の指定（八九五・自然保護課）……7
○銃猟禁止区域の指定（八九六・自然保護課）……11

告　示

秋田県告示第八百九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
和賀岳鳥獣保護区	仙北郡田沢湖町生保内地内の秋田県と岩手県との県境と国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区五十三林班と秋田県雄物川地域森林計画区田沢湖町六十一林班との境界との交点を起点とし、同県境を南進し笹森山、貝吹岳、五番森及びモッコ岳を経て和賀岳山頂に至り、同山頂から同郡角館町と同郡太田町との協会を北西に進み白岩岳山頂に至り、同山頂から国有林秋田森林管理署事業区千百七十六林班ち小班とと一小班との小班界を北東に進み堀内沢との交点に至り、これより同事業区千百七十三林班の小班とく小班との一小班とう小班との小班界を北東に進み田沢湖町と角館町との境界との交点に至り、同境界を東進し二ノ沢奋（もっこ）山頂に至り、同山頂から稜（りょう）線を北東に進み部名垂沢とセンノウ沢との合流点に至り、これより同沢を北東に進み国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区六十四林班と五十七林班との林班界との交点に至り、同林班界を北進し生保内川との交点に至り、同川を北西に進み国有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を北進し起点に至る線で囲まれた一円の区域から十丈の滝鳥獣保護区を除いた区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は国有林緑の回廊が設定されており、イヌワシの推定生息域となっていること及びニホンカモシカ、ツキノワグマ等の多種多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、和賀岳を中心に自然との触れ合いの場として活用を図る。

秋田県告示第八百九十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
大館長根山鳥獣保護区	大館市長根山地内の長根山シャンツェ前中魂碑を起点とし、長木川と岩神山との間の宮袋へ通じる道路（宮袋連絡道）を北東に進み県道大館十和田線との交点に至り、これより稜線を南進し鳳凰山山頂に至り、同山頂から秋葉山に通じる歩道を南進及び西進し同山山頂に至り、同山頂から稜線を南西に進み標高二百三メートル地点に至り、これより稜（りょう）線を南西及び北西に進み民有林道柄沢線に至り、同林道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は広葉樹及び針葉樹が多く生育しており、岩神貯水池にはカモ類などをはじめとして多種多様の鳥獣が生息しており、特に秋葉山山域は鳥獣の生息地として適していることから、生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、大館少年自然の家を中心として自然との触れ合いの場、環境教育の場として活用を図る。
比内前田鳥獣保護区	大館市比内前田地内の市民の森駐車場を起点とし、市道大館比内線を東進し同市と北秋田郡比内町との境界との交点に至り、同境界を南西に進み山頂展望所に至り、これより銅町字平馬下段と字帯刀下との字界を北西に進み市道比内前田線との交点に至り、同市道を北東に進み市道大館比内線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 身近な鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は広葉樹が多く生育しており、また、沼地が多く点在し水鳥をはじめとした多様な鳥獣が生息していることから、生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、自然との触れ合いの場として活用を図る。
陣場岱鳥獣保護区	北秋田郡鷹巣町東鷹巣町地内の米代川と国道百五号線との交点を起点とし、同国道を南進し小森川との交点に至り、同川左岸を下流に進み同川と連続する小猿部川に至り、同川左岸を下流に進み旧小猿部川との交点に至り、同川を南西に進み県道鷹巣川井堂川線との交点に至り、同県道を北東に進み、及び北進し米代川との交点に至	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は落葉広葉樹が多く生育し、この地域に含まれる中央公園には広大な水面があり、

	り、同川左岸を北東に進み基点に至る線に囲まれた一円の区域			水鳥をはじめ多様な鳥獣の生息に適しており、生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、中央公園を中心として自然との触れ合いの場として活用を図る。
素波里鳥獣保護区	山本郡藤里町粕毛地内の民有林道米代線と町道素波里線との交点を起点とし、同町道を西進し国有林米代西部森林管理署事業区千九林班に至り、同事業区千九林班、千十林班、千十三林班、千十四林班、千二十五林班、千二十六林班、千三十三林班から千三十八林班までを取り囲み民有林道米代線に至り、同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域はダム水面や落葉広葉樹林など林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に	

				著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、素波里国民休養地を中心に自然との触れ合いの場として活用を図る。
後谷地鳥獣保護区	国有林米代西部森林管理署事業区百五十四林班及び百五十五林班の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域はクロマツの成林からなり、キツネ、タヌキ、キジ、マヒワ等の多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、自然との触れ合い及び環境学習の場として活用を図る。	
浜田鳥獣	秋田市新屋地内の国道七号線と	平成十五年	一　指定区分	

保護区	雄物川との交点の秋田大橋南端を起点とし、市道新屋豊岩線を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社羽越線との交点に至り、同線を南進し市道新屋前野町宮田沢線との交点に至り、同市道を西進し同市道と連続する市道浜田宮田沢線一号線に至り、同市道を南進し国道七号線との交点に至り、同国道を南進し民有林道国見山線との交点に至り、同林道を南東に進み東日本旅客鉄道株式会社羽越線との交点に至り、同線を南西に進み境川との交点に至り、同川右岸を西進し日本海汀（てい）線との交点に至り、同汀線を北進し市道牛島割山線との交点に至り、同市道を東進し秋田大橋北端との交点に至り、これより同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	森林鳥獣生息地	二　指定目的 当該地域はクロマツ、スギ林及び広葉樹が混在し変化に富んだ林相がみられ、また、区域内には沼が点在し多様な鳥獣が生息していることから、生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、大森山公園を中心に自然との触れ合いの場として活用を図る。
大須郷鳥獣保護区	由利郡象潟町川袋地内の川袋川と町道川袋通学線との交点（川崎橋）を起点とし、同町道を南西に進み国道七号線との交点に至り、同国道を南西に進み町道小砂川本線との交点に至り、同町道を南進しサカ島川との交点に至り、同川を西進し日本海汀線との交点に至り、同汀線を北東に進み川袋川と	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 集団繁殖地 二　指定目的 当該地域はウミウ等の繁殖地となっていることから、これら鳥獣の繁殖地の保全を図る。	

	の交点に至り、同川を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域及びこれらの区域の沖合百メートルまでの区域		一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は六郷湧水群の源流となる地域であり、標高差が大きくカモシカをはじめ森林性の多種多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、環境教育・学習の場として活用を図る。	定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
七滝鳥獣保護区	仙北郡六郷町秋田県雄物川地域森林計画区六郷町二林班と三林班との境界と同町と同郡千畑町との境界の交点を起点とし、同境界を東進し国有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を南西に進み民有林道七滝線との交点に至り、同林道を南西に進み三林班と五林班の境界との交点に至り、同境界を北西に進み二林班と三林班との境界との交点に至り、同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで		
塩出山鳥獣保護区	雄勝郡羽後町西馬音内林崎地内の町道赤袴高寺線と農道林崎五号	平成十五年十一月一日	一　指定区分 森林鳥獣生息	

		線との交点を起点とし、町道赤袴高寺線を南東に進み農道北沢線との交点に至り、同農道を北西に一・八キロメートル進み山林と水田との境界に至り、同境界を北東に進み農道林崎五号線との交点に至り、同農道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	から平成二十五年十月三十一日まで	地 二　指定目的 当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、ノウサギ、タヌキ等の多様な鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
角間沢鳥獣保護区	湯沢市山谷地内の角間沢橋を起点とし、湯沢スキー場銃猟禁止区域境界を南西に八百メートル進んだ地点から南東に五百メートル進み同境界の終点に至り、これより稜線を南進し標高三百六十一メートル地点に至り、これより稜線を南西に五百メートル進んだ地点からさらに稜線を北西に進み標高三百七・五メートルの三角点を経て湯沢鳥獣保護区の境界に至り、同境界を北東に進み鉦打沢川との交点に至り、同川を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、タヌキ等の鳥獣が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成十五年十一月一日から施行する。 平成十五年十月三十一日 秋田県知事　寺　田　典　城
大館久保鳥獣保護区	雄勝郡稲川町久保地内の国道三百九十八号線の久保橋を起点とし、同国道を南東に進み町道中央二号線との交点に至り、同町道を南東に進み町道野村飯田線との交点に至り、同町道を西進し皆瀬川の堤防との交点に至り、同堤防を北進し同国道との交点に至り、同国道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 身近な鳥獣生息地 二　指定目的 当該地域は市街地近郊の河川敷であり、多様な鳥類が生息していることから、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然との触れ合い並びに鳥類の観察及び保護活動を通じた環境教育の場も資する。 定期的に巡視を行い、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

秋田県告示第八百九十四号

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
大館長根山鳥獣保護区特別保護地区	大館長根山鳥獣保護区のうち、大館市岩神貯水池の取水口を起点とし、民有林道岩神線を東進し同貯水池の東端から相吉沢沿いの秋葉山へ通じる山道に至り、同山道を南進し同山山頂に至り、同山頂より長根山に通じる歩道を北進し同山山頂に至り、同山頂から稜（りょう）線を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 大館長根山鳥獣保護区のうち岩神貯水池を含む秋葉山北側斜面は、カモ類や森林性の鳥獣の良好な鳥獣の生息地となっていることから、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。 落葉広葉樹林帯の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
陣場岱鳥獣保護区特別保護地区	陣場岱鳥獣保護区のうち、中央公園堂ケ岱入口を起点とし、旧軌道跡を北進し町道石巻線との交点に至り、同町道を東進し国道百五号線との交点に至り、同国道を南進し町道高森岱公園線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 陣場岱鳥獣保護区のうち中央公園として整備されている大堤周辺は、カモ類をはじめとして特に良好な鳥獣の生息地となっていることから、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。 公園中央部の大堤を中心とした鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
素波里鳥獣保護区特別保護地区	素波里鳥獣保護区のうち、素波里湖水面の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 素波里鳥獣保護区のうち素波里湖水面域は、水鳥の良好な生息地となっていることから、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。

		七滝鳥獣保護区特別保護地区		
		七滝鳥獣保護区全域		
			平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで	
	素波里湖水面の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。		一　指定区分 森林鳥獣生息地 二　指定目的 七滝鳥獣保護区の全区域は、カモシカ等森林性の鳥獣の生息地として適し、多種多様な動物が生息していることから、当該区域に生息する鳥獣の生息環境の保全を図る。 水源涵養保安林に指定されている鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。	

秋田県告示第八百九十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	区域	存続期間
銚子休猟区	鹿角市十和田大湯地内の国道百四号線と国道百三号線との交点を起点とし、同国道を北西に進み同市と鹿角郡小坂町との境界との交点に至り、同境界を北東に進み秋田県と青森県との県境との交点に至り、同県界を北東に進み県道五戸十和田湖線との交点に至り、同県道を南東に進み国有林道冷川線との交点に至り、同林道を南西に進み国道百四号線との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
月山休猟区	鹿角市十和田毛馬内地内の市道毛馬内山田線と市道小真木石野瀬田石線との交点を起点とし、同市道を南西に進み米代川右岸との交点に至り、同川右岸を南西に進み同市と大館市との境界との交点に至り、同境界を北進し鹿角市と鹿角郡小坂町の境界との交点に至り、同境界を南東に進み市道毛馬内山田線との交点に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
小坂休猟区	鹿角郡小坂町魁地内の県道大館十和田湖線と同町と大館市との境界との交点を起点とし、同境界を北東に進み町道堀内線との交点に至り、同町道を南東に進み東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南進し県道大館	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

	十和田湖線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
掛鞍山休猟区	大館市中山地内の国有林道中山線と国道百三号線との交点を起点とし、同林道を北東に進み国有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を北東に進み国有林道音羽根滝線との交点に至り、同林道を南東に進み国有林道猿間線との交点に至り、同林道を南東に進み国有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を西進し民有林道曲田沢線との交点に至り、同林道を南西に進み国道百三号線との交点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
惣瀬沢休猟区	北秋田郡森吉町鷲の瀬地内の県道比内森吉線と小又川右岸との交点を起点とし、同川右岸を東進し時戸沢との交点に至り、同沢を南進し米代東部森林管理署上小阿仁支署事業区千四十六林班と千四十五林班の林班界との交点に至り、同林班界を南西に進み千四十五林班と千四十八林班の林班界との交点に至り、同林班界を西進し連瀬沢を経て国有林道連瀬沢線との交点に至り、同林道を北西に進み町道東の又線との交点に至り、同町道を北進し県道比内森吉線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
北金池森休猟区	北秋田郡阿仁町幸屋渡地内の国有林道雷の又線と国有林道鳥坂線との交点を起点とし、同林道を南進し国有林道杉ノ沢支線との交点に至り、同林道を南東に進み杉ノ又沢との交点に至り、同沢を南進し国有林米代東部森林管理署上小阿仁支署事業区二千七十四林班と二千七十五林班の林班界との交点に至り、同	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

	林班界を南西に進み金池森山山頂を経て同町と同郡上小阿仁村との境界との交点に至り、同境界を北進し雷又沢との交点に至り、同沢を北東に進み国有林道雷の又線との交点に至り、同林道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
尻高森休猟区	北秋田郡田代町早口地内の国有林道田代・相馬線と秋田県と青森県との県境との交点を起点とし、同林道を南進し大川目川との交点に至り、同川を南西に進み国有林米代西部森林管理署事業区二千十二林班と二千十三林班の林班界との交点に至り、同林班界を西進し同町と山本郡藤里町との境界との交点に至り、同境界を北進し秋田県と青森県との県境との交点に至り、同県境を北進し尻高森、堂九郎坊及び長慶森を経て起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
南沢休猟区	北秋田郡上小阿仁村小田瀬地内の県道琴丘上小阿仁線と国道二百八十五号線との交点を起点とし、同国道を南東に進み同村と南秋田郡五城目町との境界との交点に至り、同境界を北西に進み県道琴丘上小阿仁線との交点に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
岩館休猟区	山本郡八森町小入川地内の国有林道小入川線と国道百一号線との交点を起点とし、同国道を北西に進み青森県と秋田県との県境との交点に至り、同県境を東進し民有林と国有林との境界との交点に至り、同境界を南進し国有林道小入川線との交点に至り、同林道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

畑谷休猟区	山本郡峰浜村畑谷地内の広域農道能代山本線と県道常盤峰浜線との交点を起点とし、同県道を北西に進み、及び北進し広域農道能代山本線との交点に至り、同農道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
古井内休猟区	南秋田郡昭和町小泉地内の県道古井内大久保停車場線と町道羽白目線との交点を起点とし、同県道を東進し民有林道曲沢線との交点に至り、同林道を北東に進み同町と同郡井川町との境界との交点に至り、同境界を東進し昭和町、井川町及び秋田市の境界との交点に至り、これより昭和町と同市の境界を西進し民有林道五秋線との交点に至り、同林道を南西に約七百メートル進んだ地点から山手沢を北西に進み山手沢作業道との交点に至り、同作業道を北進し同作業道と連続する町道羽白目線に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
中芝休猟区	河辺郡河辺町の国有林秋田森林管理署事業区二百二十五林班から二百二十九林班までに含まれる区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
院内休猟区	由利郡仁賀保町横根地内の県道小出金浦線と県道仁賀保矢島館合線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道六千三百九号線との交点に至り、同町道を南進し県道長岡冬師城内線との交点に至り、同県道を南西に進み、及び北西に進み町道中野畑線との交点に至り、同町道を北西に進み町道二千八百六号線との交点に至り、同町道を北進し町道田抓畑一号線との交点に至り、同町道を北東に進み町道八千五百三十号線との交点に至り、同町道を東進し町道寺田水沢線との交点に至り、同町道を東進し町道上小国水沢線との交点に至り、同町道を北西に進み町道中学校上小国二号線との交点に至り、同町道を北西に進み県道小出金浦線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
柴倉休猟区	由利郡矢島町矢越地内の県道仁賀保矢島館合線と県道鳥海矢島線との交点を起点とし、同県道を南東に進み鶯川との交点に至り、同川を南西に進み町道鶯川線との交点に至り、同町道を北西に進み県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を北進し県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
横渡休猟区	由利郡大内町滝地内の町道楢渕横渡線と町道湯ノ沢線との交点を起点とし、同町道を南東に進み歩道との交点に至り、同歩道を東進し同町と同郡東由利町との境界との交点に至り、同境界を東進し歩道との交点に至り、同歩道を南東に進み町道檜の木沢線との交点に至り、同町道を南東に進み民有林道桧の木沢線との交点に至り、同林道を南東に進み県道神岡南外東由利線との交点に至り、同県道を南東に進み町道西山線との交点に至り、同町道を南東に進み町道台山線との交点に至り、同町道を南東に進み町道須郷田跡見坂線との交点に至り、同町道を南西に進み町道坪倉線との交点に至り、同町道を西進し町道袖山線との交点に至り、同町道を北進し国道百七号線との交点に至り、同国道を北西に進み町道根小屋線との交点に至り、同町道を北進し町	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

	道楢渕横渡線との交点に至り、同町道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	
岡崎休猟区	仙北郡田沢湖町卒田字柴倉地内の町道柴倉線と国道四十六号線との交点を起点とし、同国道を南西に進み町道都野線との交点に至り、同町道を北西に進み町道岡船線との交点に至り、同町道を北西に進み町道岡崎線との交点に至り、同町道を北進し国有林道長台支線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林と民有林との境界との交点に至り、同境界を北進し国有林秋田森林管理署田沢湖事務所事業区百十五林班と百十六林班との境界との交点に至り、同境界を北東に進み同町と同郡西木村との境界との交点に至り、同境界を北東に進み田沢湖鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を南東に進み町道柴倉線との交点に至り、同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
北ノ沢休猟区	平鹿郡雄物川町大沢地内の町道大沢二井山線と国道百七号線との交点を起点とし、同国道を西進し民有林道稗作線との交点に至り、同林道を南西に進み同町と由利郡東由利町との境界との交点に至り、同境界を北進し県道横手東由利線との交点に至り、同県道を南東に進み町道大沢二井山線との交点に至り、同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
大倉沢休猟区	平鹿郡山内村大松川字福万地内の小倉沢へ通ずる作業道と県道外山落合線との交点を起点とし、同県道を北進し民有林道萱峠線との交点に至り、同林道を東進し秋田県と岩手県との県境との交点に至り、同県境を南進し大倉沢川との交点に至り、同川を西進し作業道との交点に至り、同作業道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
山の田休猟区	雄勝郡雄勝町上院内字長倉地内の町道荒町長倉線と国道百八号線との交点を起点とし、同国道を西進し旧国道百八号線との交点に至り、同旧国道を西進し同町と由利郡鳥海町との境界との交点に至り、同境界を北東に進み雄勝町と雄勝郡羽後町との境界との交点に至り、同境界を北東に進み民有林道登川山ノ田線との交点に至り、同林道を南進し町道山ノ田線との交点に至り、同町道を南東に進み町道荒町長倉線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
蒲生休猟区	雄勝郡羽後町払体地内の町道赤袴高寺線と国道三百九十八号線との交点を起点とし、同国道を西進し同町と由利郡東由利町との境界との交点に至り、同境界を東進し羽後町と平鹿郡雄物川町との境界との交点に至り、同境界を北東に進み町道赤袴高寺線との交点に至り、同町道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
滝ノ原山休猟区	雄勝郡皆瀬村寄合畑地内の国道三百九十八号線と皆瀬ダム鳥獣保護区境界との交点を起点とし、同境界を成瀬ダムに沿って北進し中ノ台沢川との交点に至り、同川を上流に進み大俣沢との交点に至り、同沢を標高九百五メートルの地点に向かって進み同村と同郡東成瀬村との境界との交点に至り、同境界を南進し栗駒鳥獣保護区の境界との交点に至り、同境界を南西に進み同国道との交点に至り、同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

秋田県告示第八百九十六号

鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定し、平成十五年十一月一日から施行する。

平成十五年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	区域	存続期間
舟見銃猟禁止区域	北秋田郡鷹巣町脇神地内の国道百五号線東鷹巣橋と米代川左岸との交点を起点とし、同川左岸を西進し秋田内陸縦貫鉄道との交点に至り、同鉄道を北進し東日本旅客鉄道株式会社奥羽線との交点に至り、同線を東進し町道掛泥一号線との交点に至り、同町道を南東に進み県道大館鷹巣線との交点に至り、同県道を南東に進み同国道との交点に至り、同国道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
新屋敷沼銃猟禁止区域	山本郡琴丘町鹿渡字新屋敷横手地内の町道新屋敷長信田線と町道鹿渡幹線との交点を起点とし、同町道を北西に進み町道新屋敷四号線との交点に至り、同町道を北東に進み農道新屋敷支一号線との交点に至り、同農道を北東に進み農道新屋敷線との交点に至り、同農道を南進し町道新屋敷長信田線との交点に至り、同町道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
船越銃猟禁止区域	男鹿市船越地内の県道船越停車場線と船越水道右岸との交点を起点とし、同水道右岸を北東に進み防潮水門との交点に至り、同水門を南東に進み船越水道左岸に至り、同水道左岸を南西に進み日本海汀線との交点に至り、同汀線を北西に進み旧し尿処理場に至り、これより沢筋を北進し市道内子三号線との交点に至り、同市道を北進し市道船越前野下谷地線との交点に至り、同市道を北東に進み国道百一号線との交点に至り、同国道を西進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を北進し市道船越羽立線との交点に至り、同市道を東進し県道船越停車場線に至り、同県道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
男鹿市いこいの森銃猟禁止区域	男鹿市北浦真山地内男鹿市いこいの森の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
豊成畑谷銃猟禁止区域	河辺郡河辺町豊成地内の県道秋田御所野雄和線と東日本旅客鉄道株式会社奥羽線との交点を起点とし、同線を九百五十メートル東進した地点から南東に進み仁井田堰頭首工を経て岩見川左岸の秋田河辺雄和自転車道との交点に至り、同自転車道を西進し町道豊成畑谷線との交点に至り、同町道を西進し送電線との交点に至り、同送電線を北東に進み同株式会社奥羽線との交点に至り、同線を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで
象潟金浦銃猟禁止区域	由利郡金浦町金浦地内の町道赤石前川線と東日本旅客鉄道株式会社羽越線との交点を起点とし、同町道を南東に進み町道金浦大竹線との交点に至り、同町道を東進し町道前川中央線との交点に至り、同町道を西進し町道前川象潟二号線との交点に至り、同町道を南西に進み農道深田線との交点に至り、同農道を東進し歩道（新奥の細道）との交点に至り、同歩道を南進し農道兵庫島線との交点に至り、同農道を東進し同農道と連続する山際に	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

	至り、同山際を南東に進み町道大飯郷線との交点に至り、同町道を西進し三本堰川との交点に至り、同川を北西に進み象潟川との交点に至り、同川を北西に進み日本海汀線との交点に至り、同汀線を四キロメートル北東に進んだ地点から東進し町道川尻岡ノ谷地線に至り、同町道を南東に進み町道金浦中央線との交点に至り、同町道を南進し町道赤石川向線との交点に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	
阿気銃猟禁止区域	平鹿郡大雄村字小林地内の雄物川右岸堤防と県道横手大森大内線との交点を起点とし、同県道を北西に進み雄物川右岸との交点に至り、同右岸を北東に進み同村と大曲市との境界との交点に至り、同境界を東進し雄物川右岸堤防との交点に至り、同堤防を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域	平成十五年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%